平成２８年（フ）第５９３号
北九州市小倉南区朽網西４丁目22番３―207号
破産者　野村真一郎
1　決定年月日　平成29年７月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第６１号
北九州市門司区東新町１丁目７番29―203号、開始決定時の住所北九州市門司区清滝５丁目４番19―405号
破産者　吉岡　　豊
1　決定年月日　平成29年７月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第２５３号
北九州市小倉南区守恒本町１丁目18番５号
破産者　植松　正弘
1　決定年月日　平成29年７月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第３８９号
宮城県多賀城市中央３丁目25番７号
破産者　稲妻　丈男
1　決定年月日　平成29年７月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第３２０号
仙台市太白区郡山４丁目２番25―201号
破産者　大村惠美子
1　決定年月日　平成29年７月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第１２１号
宮城県栗原市栗駒岩ケ崎大水門16番地
破産者　佐藤　一郎
1　決定年月日　平成29年７月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２８年（フ）第１８６号
神奈川県横浜市磯子区杉田３丁目28番16号
破産者　山下　光一
1　決定年月日　平成29年７月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２８年（フ）第２０７号
神奈川県横須賀市武１丁目20番16―108号
破産者　山下　政光
1　決定年月日　平成29年７月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２８年（フ）第２１８号
神奈川県川崎市麻生区虹ケ丘２丁目３番８―704号、開始決定時の住所神奈川県横須賀市大矢部５丁目18番13号
破産者　山田　繁雄
1　決定年月日　平成29年７月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２９年（フ）第４号
京都府福知山市字天田72番地
破産者　大島美穂子
1　決定年月日　平成29年７月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所福知山支部破産係

平成２８年（フ）第４５２２号
大阪府八尾市泉町１丁目62番地の１、開始決定時大阪市旭区清水５丁目18番６号
破産者　久世　泰生
1　決定年月日　平成29年７月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５２１９号
大阪市東淀川区井高野３丁目９番　井高野第６住宅８号館605号、開始決定時大阪市東淀川区井高野２丁目１番24号
破産者　青山　美穂
1　決定年月日　平成29年７月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５６４号
大阪府茨木市鮎川２丁目31番６号
破産者　鎌田　由弘
1　決定年月日　平成29年７月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１７５４号
大阪市生野区小路東３丁目18番27号
破産者　森野縫工所こと　森野　一志
1　決定年月日　平成29年７月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１７８３号
大阪市天王寺区大道１丁目７番２号　アヴァンセ大道203号
破産者　安田　芳幸
1　決定年月日　平成29年７月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１７９５号
大阪市生野区生野東２丁目10番11号　ベル・アンジュ　207
破産者　池山大和こと　鄭　　大和
1　決定年月日　平成29年７月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１８０４号
大阪府豊中市東泉丘３丁目４番Ｃ―205号
破産者　松山　光雄
1　決定年月日　平成29年７月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１１７号
福岡県久留米市南２丁目29番12―404号、開始決定時の住所福岡県久留米市江戸屋敷２丁目４番52号　フローレンスⅡ201号
破産者　なかしま青果こと　中島　　修
1　決定年月日　平成29年７月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部

平成２９年（フ）第２３号
鹿児島県垂水市牛根麓2072番地
破産者　尾脇　　正
1　決定年月日　平成29年７月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係